

電波法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（免許状等記載事項を公表しない無線局）</p> <p>第十一条の二 法第二十五条第一項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるもの（第十条の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。）とする。</p> <p>一 十八 （略）</p> <p>（混信又はふくそうに関する調査のために提供する情報）</p> <p>第十一条の三 法第二十五条第二項の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものは、別表第二号の二の二のとおりとする。ただし、第十一条の二第一号、第二号、第五号及び第六号に規定する無線局（第十条の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。）のもの並びに同条第七号、第八号及び第十号に規定する無線局のうち一 GHz未満の周波数を使用する無線局のものについては、この限りでない。</p> <p>（地球局の送信空中線の最小仰角）</p> <p>第三十二条 地球局（宇宙無線通信を行う実験試験局を含む。以下同じ。）の送信空中線の最大輻射の方向の仰角の値は、次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号の規定する値でなければならない。</p>	<p>（免許状等記載事項を公表しない無線局）</p> <p>第十一条の二 法第二十五条第一項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるもの（第十条の二第二号から第六号までに掲げる無線局及び非常局を除く。）とする。</p> <p>一 十八 （略）</p> <p>（混信又はふくそうに関する調査のために提供する情報）</p> <p>第十一条の三 法第二十五条第二項の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものは、別表第二号の二の二のとおりとする。ただし、第十一条の二第一号、第二号、第五号及び第六号に規定する無線局（第十条の二第二号から第六号までに掲げる無線局及び非常局を除く。）のもの並びに同条第七号、第八号及び第十号に規定する無線局のうち一 GHz未満の周波数を使用する無線局のものについては、この限りでない。</p> <p>（地球局の送信空中線の最小仰角）</p> <p>第三十二条 （同上）</p>

<p>一 深宇宙（地球からの距離が二百万キロメートル以上である宇宙をいう。以下同じ。）に係る宇宙研究業務（科学又は技術に関する研究又は調査のための宇宙無線通信の業務をいう。以下同じ。）を行うとき 一〇度以上</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（備付けを要する業務書類）</p> <p>第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>無線局</p> <p>船舶地球局</p> <p>業務書類</p> <p>(一) 免許状</p> <p>(二) 無線局の免許の申請書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの及び免許規則第十八条の二の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し)(1)</p> <p>(三) 免許規則第十二条(免許規則第二十五条第一項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。)の変更の申請書の添付書類及び届書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許後における変更に係るもの)(1)</p>	<p>一 深宇宙（地球からの距離が地球と月との間の距離にほとんど等しいか又はこれ以上である宇宙をいう。）に係る宇宙研究業務（科学又は技術に関する研究又は調査のための宇宙無線通信の業務をいう。以下同じ。）を行うとき 一〇度以上</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（備付けを要する業務書類）</p> <p>第三十八条 （同上）</p>	<p>無線局</p> <p>一 (同上)</p> <p>業務書類</p> <p>(一) (同上)</p> <p>(二) 法及びこれに基づく命令の集録(3)</p> <p>(三) 無線局の免許の申請書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの及び免許規則第十八条の二の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し)(2)</p> <p>(四) 免許規則第十二条(同規則第二十五条第一項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。)の変更の申請書の添付書類及び届書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許後における変更に係るもの)(2)</p>
---	--	--	--

<p>二 海岸地球局及び 海岸地球局</p>	
<p>(一) 免許状</p>	<p>(四) 第四十三条第一項の届書の写し(2)(船舶局の場合に限る。)</p> <p>(五) 無線従事者選解任届の写し(2)</p> <p>(六) 海上移動業務において使用されるアルファベット順又は番号順の局の呼出符号又は識別信号の表(3)(義務船舶局等の場合に限る。)</p> <p>(七) 海岸局の局名録(3)(国際航海に従事する船舶の義務船舶局等の場合に限る。)</p> <p>(八) 船舶局の局名録(3)(義務船舶局等の場合に限る。)</p> <p>(九) 無線測位局及び特別業務の局の局名録(3)(義務船舶局等の場合に限る。)</p> <p>(十) 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧(3)(国際通信を行う船舶局及び船舶地球局の場合に限る。)</p> <p>(十一) 第四十三条第二項の届書の写し(2)(船舶地球局の場合に限る。)</p> <p>(十二) 法第三十五条各号の措置に応じて総務大臣が別に告示する書類(2)(同条の措置をとらなければならない義務船舶局等の場合に限る。)</p>
<p>二 (同上)</p>	
<p>(一) (同上)</p> <p>(二) 一の項の(二)に掲げる書類(3)</p>	<p>(五) 第四十三条第一項の届書の写し(3)(船舶局の場合に限る。)</p> <p>(六) 無線従事者選解任届の写し(3)</p> <p>(七) 海上移動業務において使用されるアルファベット順又は番号順の局の呼出符号又は識別信号の表(1)(義務船舶局等の場合に限る。)</p> <p>(八) 海岸局の局名録(1)(国際航海に従事する船舶の義務船舶局等の場合に限る。)</p> <p>(九) 船舶局の局名録(1)(義務船舶局等の場合に限る。)</p> <p>(十) 無線測位局及び特別業務の局の局名録(1)(義務船舶局等の場合に限る。)</p> <p>(十一) 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧(1)(国際通信を行う船舶局及び船舶地球局の場合に限る。)</p> <p>(十二) 第四十三条第二項の届書の写し(3)(船舶地球局の場合に限る。)</p> <p>(十三) 法第三十五条各号の措置に応じて総務大臣が別に告示する書類(3)(同条の措置をとらなければならない義務船舶局等の場合に限る。)</p>

<p>四 航空局及び航空地球局(航</p>	<p>三 航空機局及び航空機地球局(航空機の安全運航又は正 常運航に関する通信を行うものに限る。)</p>	
<p>(一) 免許状</p>	<p>(一) 免許状</p> <p>(二) 一の項の(二)及び(三)に掲げる書類(1)</p> <p>(三) 一の項の(四)に掲げる書類(2)(航空機地球局にあつては、電気通信業務を行うことを目的とするもの以外の場合に限る。)</p> <p>(四) 通信憲章、通信条約及び無線通信規則並びに国際民間航空機関により採択された通信手続(2)(国際通信を行う航空機局及び航空機地球局の場合に限る。)</p> <p>(五) 一の項の(十一)に掲げる書類(2)(電気通信業務を行うことを目的とする航空機地球局の場合に限る。)</p>	<p>(二) 一の項の(二)及び(三)に掲げる書類(1)</p> <p>(三) 一の項の(六)から(八)までに掲げる書類(2)(二六・一七五MHzを超える周波数の電波を使用する海岸局にあつては、電気通信業務用又は港務用の海岸局の場合に限る。)</p> <p>(四) 一の項の(十)に掲げる書類(2)(3)(国際通信を行う海岸局及び海岸地球局の場合に限る。)</p>
<p>四 (同上)</p>	<p>三 (同上)</p>	
<p>(一) (同上)</p> <p>(二) 一の項の(二)に掲げる書類(3)</p>	<p>(一) (同上)</p> <p>(二) 一の項の(二)に掲げる書類(3)</p> <p>(三) 一の項の(三)及び(四)に掲げる書類(2)</p> <p>(四) 一の項の(五)に掲げる書類(3)(航空機地球局にあつては、電気通信業務を行うことを目的とするもの以外の場合に限る。)</p> <p>(五) 通信憲章、通信条約及び無線通信規則並びに国際民間航空機関により採択された通信手続(3)(国際通信を行う航空機局及び航空機地球局の場合に限る。)</p> <p>(六) 一の項の(十二)に掲げる書類(3)(電気通信業務を行うことを目的とする航空機地球局の場合に限る。)</p>	<p>(三) 一の項の(三)及び(四)に掲げる書類(2)</p> <p>(四) 一の項の(七)から(九)までに掲げる書類(1)(3)(二六・一七五MHzを超える周波数の電波を使用する海岸局にあつては、電気通信業務用又は港務用の海岸局の場合に限る。)</p> <p>(五) 一の項の(十一)に掲げる書類(1)(3)(国際通信を行う海岸局及び海岸地球局の場合に限る。)</p>

<p>空機の安全運 航又は正常運 航に関する通 信を行うもの に限る。)</p>	<p>(二) 一の項の(二)及び(三)に掲げる書類(1) (三) 三の項の(四)に掲げる書類(2)(国際通信を行う航空局及び航空地球局の場合に限る。)</p>	<p>五 アマチュア 局</p>	<p>(一) 免許状 (二) 無線局の免許の申請書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの)(1)(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局(以下この項において「人工衛星等のアマチュア局」という。)の場合に限る。) (三) 一の項の(三)に掲げる書類(1)(人工衛星等のアマチュア局の場合に限る。)</p>	<p>六 陸上移動局、 携帯局、航空 機地球局(二の 項に掲げる航 空機地球局を 除く。)、携帯 移動地球局、</p>	<p>免許状</p>
<p>五 (同上)</p>	<p>(三) 一の項の(三)及び(四)に掲げる書類(2) (四) 三の項の(五)に掲げる書類(3)(国際通信を行う航空局及び航空地球局の場合に限る。)</p>	<p>六 (同上)</p>	<p>(一) (同上) (二) 一の項の(二)に掲げる書類(3) (三) 無線局の免許の申請書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの)(2)(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局(以下この項において「人工衛星等のアマチュア局」という。)の場合に限る。) (四) 一の項の(四)に掲げる書類(2)(人工衛星等のアマチュア局の場合に限る。)</p>	<p>六 (同上)</p>	<p>(同上)</p>

<p>パーソナル無線、無線操縦発振器を使用する簡易無線局及び構内無線局</p>	<p>七 放送局</p>	<p>八 遭難自動通報局、船上通信局、無線航行移動局及び</p>
<p>(一) 免許状</p>	<p>(一) 免許状</p> <p>(二) 無線局の免許の申請書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの並びに免許規則第十六条の規定により無線局事項書の記載を省略した部分を有する無線局事項書(その記載を省略した部分のみのものとする。))及び免許規則第十八条の二の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し(1)</p> <p>(三) 一の項の(三)に掲げる書類(1)</p>	<p>(一) 免許状</p> <p>(二) 一の項の(二)及び(三)に掲げる書類(1)</p> <p>(三) 一の項の(十二)に掲げる書類(2)(遭難自動通報局及び無線航行移動局の場合に限る。)</p>

<p>七 (同上)</p>	<p>八 (同上)</p>
<p>(一) (同上)</p> <p>(二) 法及びこれに基づく命令の集録(3)(無人方式の無線設備の無線局以外の無線局に限る。)</p> <p>(三) 無線局の免許の申請書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの並びに免許規則第十六条の規定により無線局事項書の記載を省略した部分を有する無線局事項書(その記載を省略した部分のみのものとする。))及び同規則第十八条の二の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し(2)</p> <p>(四) 一の項の(四)に掲げる書類(2)</p>	<p>(一) (同上)</p> <p>(二) 一の項の(三)及び(四)に掲げる書類(2)</p> <p>(三) 一の項の(十二)に掲げる書類(3)(遭難自動通報局及び無線航行移動局の場合に限る。)</p>

無線標定移動局	九  その他の無線局	(一) 免許状	(二) 一の項の(二)及び(三)に掲げる書類(1)(簡易無線局の場合を除く。)
---------	------------	---------	---

注一 (1)を付した書類は、免許規則第八条第二項(免許規則第十二条第三項、第十五条の四第二項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。以下この注において同じ。)の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したもの(免許規則第八条第二項ただし書の規定により、提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなされるものを含む。)とする。この場合において、当該書類が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)により記録されたものであるときは、第六項の規定による場合を除き、当該記録を必要に応じて直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を

	九 (同上)	(一) (同上)	(二) 法及びこれに基づく命令の集録(3)(無人方式の無線設備の無線局及び第三十三条第七号に規定する無線設備の無線局以外の無線局の場合に限る。)	(三) 一の項の(三)及び(四)に掲げる書類(2)(簡易無線局の場合を除く。)
--	--------	----------	--	---

注一 (1)を付した書類は、無線通信規則付録第十六号に掲げる書類とする。

二 (2)を付した書類は、免許規則第八条第二項(同規則第十二条第五項、第十五条の四第二項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したものとす。この場合において、当該書類が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)により記録されたものであるときは、当該記録を必要に応じて直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。

備え付けておかなければならない。

二 (2)を付した書類及び(3)を付した書類(第五項に規定する総務大臣の認定するものを含む。)については、電磁的方法により記録することができる。この場合においては、第六項の規定による場合を除き、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。

三 (3)を付した書類は、無線通信規則付録第十六号に掲げる書類とする。

2 前項の免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。

3 船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中のみ運用を行うもの又は移動する実験試験局(宇宙物体に開設するものを除く。)、アマチュア局(人工衛星に開設するものを除く。)、簡易無線局(パーソナル無線を除く。)(若しくは気象援助局にあつては、前項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所(VSAT地球局(包括免許に係るものを除く。))にあつては、当該VSAT地球局の送信の制御

三 第六項第二号、第三号及び第四号に掲げる無線局が備え付けておかなければならない書類のうち(1)を付した書類(同項に規定する総務大臣の認定するものを含む。)(及び(3)を付した書類については、電磁的方法により記録することができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。

2 前項の免許状は、主たる送信装置のある場所(船舶局にあつては通信室内、ラジオゾンデ又はラジオ・ブイの無線局にあつてはその常置場所とする。)(の見やすい箇所(自動車に搭載して使用するパーソナル無線にあつては、総務大臣が別に告示する箇所とする。))に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。

3 船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局(ラジオ・ブイの無線局を除く。)、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中のみ運用を行うもの又は移動する実験試験局(宇宙物体に開設するものを除く。)、アマチュア局(人工衛星に開設するものを除く。)、簡易無線局(パーソナル無線を除く。)(若しくは気象援助局にあつては、前項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所(VSAT地球局(包括免許に係るものを除く。))にあつては、

を行う他の一の地球局(以下「V S A T制御地球局」という。)の無線設備の設置場所とし、包括免許に係る特定無線局にあつては、その局の包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所とする。)に第一項の免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長が発給する証票を備え付けなければならない。ただし、ラジオゾンデ及びラジオ・ブイの無線局、電気通信業務を行うことを目的として開設する陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局及びV S A T地球局並びにこれらの無線局以外のものであつて包括免許に係る特定無線局その他総務大臣が告示する無線局については、当該証票の備付けを要しない。

4| (略)

5| (略)

6| 電子申請等(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。))第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第二条第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。)により、第一項及び第四項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち次の各号に掲げるものの電磁

当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局(以下「V S A T制御地球局」という。)の無線設備の設置場所とし、包括免許に係る特定無線局にあつては、その局の包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所とする。)に第一項の免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長が発給する証票を備え付けなければならない。ただし、電気通信業務を行うことを目的として開設する陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局及びV S A T地球局並びにこれらの無線局以外のものであつて包括免許に係る特定無線局(航空機地球局を除く。)については、当該証票の備付けを要しない。

4| 第一項の規定により無線局に備え付けておかなければならない法及びこれに基づく命令の集録で、アマチュア局、簡易無線局その他総務大臣が別に告示する無線局に係るものについては、総務大臣の認定する抄録をもつてこれに代えることができる。

6| (略)

7| 第一項及び第五項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち次の各号に掲げるもの(当該書類の写しを含む。以下この項において「添付書類等」という。)については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。))第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して添付書

<p>8   (略)</p> <p>第三十八条の三 (略)</p> <p>2 前項の場合において、総務大臣が無線局ごとに備え付ける必要がないと認めるものについては、同一の免許人等に属する一の無線局に備え付けたものを共用することができる。</p> <p>3   5 (略)</p>	<p>類等に係る電磁的記録を提出した場合にあつては、当該無線局に備え付けることを要しない。</p> <p>9   (略)</p> <p>第三十八条の三 (略)</p> <p>2 前項の場合において、総務大臣が無線局ごとに備え付ける必要がないと認めるもの(登録局にあつては、法及びこれに基づく命令の集録)については、同一の免許人等に属する一の無線局に備え付けたものを共用することができる。</p> <p>3   5 (略)</p>
<p>7   登録局に備え付けておかなければならない書類は、前各項の規定にかかわらず、登録状とする。</p> <p>1   5 (略)</p>	<p>8   登録局に備え付けておかなければならない書類は、前各項の規定にかかわらず、登録状並びに法及びこれに基づく命令の集録(構内無線局の場合は、登録状)とする。この場合において、法及びこれに基づく命令の集録が電磁的方法により記録されたものであるときは、当該記録を必要に応じ直ちに表示できる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。</p> <p>1   5 (略)</p>

(無線業務日誌)

第四十条 法第六十条に規定する無線業務日誌には、毎日に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長において特に必要がないと認めた場合は、記載の一部を省略することができる。

一・二 (略)

三 非常局

(1) 第一号(1)に掲げる事項

(2) 法第七十四条第一項に規定する通信の実施状況の詳細及びこれに対する措置の内容

(3) (5) (略)

(無線業務日誌)

第四十条 (同上)

一・二 (略)

三 前二号に掲げる無線局以外の無線局

(1) (同上)

(2) 一日の延べ通信時間又は通信回数(法第七十四条第一項に規定する通信を行った場合並びに固定局、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、無線標定業務の無線局、無線標識局、地球局(放送衛星局、放送試験衛星局又は放送を行う実用化試験局であつて人工衛星に開設するもの(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))を通信の相手方とするものを除く。)、人工衛星局(放送衛星局、放送試験衛星局又は放送を行う実用化試験局であつて人工衛星に開設するもの(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))を除く。)、標準周波数局及び特別業務の局(A三E電波一、六二〇㎓又は一、六二九㎓の周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局に限る。)がその他の通信を行った場合を除く。)

(3) 法第七十四条第一項に規定する通信の実施状況

(4) (6) (略)

<p>2  次の各号の無線局の無線業務日誌には、前項第一号又は第三号に掲げる事項(同項ただし書の規定により省略した事項を除く。)のほか、それぞれ当該各号に掲げる事項を併せて記載しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長において特に必要がないと認めた場合は、記載事項の一部を省略することができる。</p> <p>一〜四の二 (略)</p>	<p>2 (同上)</p> <p>一〜四の二 (略)</p> <p>五  実験試験局 実験、試験又は調査の方法、経過及び結果並びに移動する局にあつては、移動の概要</p> <p>六  実用化試験局 実用化試験の方法、経過及び結果並びに移動する局にあつては、移動の概要</p> <p>3 4 (略)</p>
<p>3 4 (略)</p> <p>第三章 高周波利用設備 (備付けを要する書類)</p> <p>第四十五条の三 高周波利用設備の設置者は、次に掲げる書類を当該設備の設置場所(移動する設備の場合にあつてはその常置場所。第四項において読み替えて準用する第三十八条第六項において同じ。)に備え付けておかなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第三十八条第六項の規定(各号を除く。)は、電子申請等により第一項第二号に規定する添付書類又は第二項の書類の電磁的記録を</p>	<p>第三章 高周波利用設備 (備付けを要する書類)</p> <p>第四十五条の三 高周波利用設備の設置者は、次に掲げる書類を当該設備の設置場所(移動する設備の場合にあつてはその常置場所)に備え付けておかなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

<p>提出した高周波利用設備に準用する。この場合において、第三十八      条第六項中「第一項及び第四号の規定により無線局に備え付けてお      かなければならない書類のうち次の各号に掲げるもの」とあるのは      「第一項第二号に規定する添付書類又は第二項の書類」と、「した      無線局」とあるのは「した高周波利用設備」と、「である無線局」      とあるのは「である高周波利用設備」と、「(第一号から第四号まで」      とあるのは「第一項第二号」と、「当該無線局」とあるのは「当該      高周波利用設備の設置場所」と読み替えるものとする。</p> <p>第四章 雑則</p> <p>第二節の四 手数料等の徴収</p> <p>(手数料を納付する場合の特例)</p> <p>第五十一条の九の二 手数料令第二十一条第一項の総務省令で定める      場合は、電子申請等により次の各号に掲げる申請等をする場合とす      る。</p> <p>一〇十六 (略)</p>	<p>提出した高周波利用設備に準用する。この場合において、第三十八      条第六項中「第一項及び第四号の規定により無線局に備え付けてお      かなければならない書類のうち次の各号に掲げるもの」とあるのは      「第一項第二号に規定する添付書類又は第二項の書類」と、「した      無線局」とあるのは「した高周波利用設備」と、「である無線局」      とあるのは「である高周波利用設備」と、「(第一号から第四号まで」      とあるのは「第一項第二号」と、「当該無線局」とあるのは「当該      高周波利用設備の設置場所」と読み替えるものとする。</p> <p>第四章 雑則</p> <p>第二節の四 手数料等の徴収</p> <p>(手数料を納付する場合の特例)</p> <p>第五十一条の九の二 手数料令第二十一条第一項の総務省令で定める      場合は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定      する電子情報処理組織を使用して次の各号に掲げる申請等をする場      合とする。</p> <p>一〇十六 (略)</p>
<p>第四節 提出書類</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第五十二条 (略)</p> <p>(電磁的方法により記録することができる提出書類等)</p> <p>第五十二条の二 (略)</p> <p>(電子申請等の場合の添付書面等の提出)</p> <p>第五十二条の三 法及びこれに基づく命令の規定による申請又は届出</p>	<p>第四節 提出書類</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第五十二条 (略)</p> <p>(電磁的方法により記録することができる提出書類等)</p> <p>第五十二条の二 (略)</p>

を電子申請等により行う場合において、当該申請又は届出に添付することとされている書類等があるときは、免許状、免許証その他の総務大臣が別に告示するものを除き、当該書類等をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）で読み取つてきた電磁的記録を当該申請又は届出に併せて送信することができる。

2 | 前項の規定により電磁的記録を送信した者は、当該電磁的記録を送信した日から二年間（この間に当該申請又は届出に係る許認可等の有効期間が満了する場合は、当該有効期間が満了する日までの間）、電磁的記録として読み取つた書類等を保存しなければならない。

3 | 総務大臣は、第一項の規定により送信された電磁的記録に疑義があるとき又は判読することができないときは、当該申請又は届出をした者に対して、期限を定めて、前項の規定により保存する書類等の提出を求めることができる。

別表第二号 変更検査を要しない場合（第十条の四関係）

一 (略)

二 無線設備の変更の工事のうち第十条第二項の規定により軽微なものとなるもの以外のものであつて、次に掲げるものの場合

(1) (12) (略)

(13) 同一人に属する二以上の無線局で無線設備の設置場所又は常置場所が同一の総合通信局の管轄区域内にあるものにおいて、その一の無線局の無線設備と同一規格の予備の無線設備（空中線系については、同一型式とする。）の各装置を他の無線局の

別表第二号 変更検査を要しない場合（第十条の四関係）

一 (略)

二 (同上)

(1) (12) (略)

<p>予備の無線設備の装置として共通に使用する場合における当該他の無線局の無線設備の変更の工事</p> <p>(14) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (1)から(17)までに類する無線設備の変更の工事であつて、総務大臣が別に告示するもの</p>	<p>(13) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (1)から(16)までに類する無線設備の変更の工事であつて、総務大臣が別に告示するもの</p>
<p>別表第四号の二 (第 39 条関係)</p> <p>第 2 法第 10 条第 2 項、第 18 条第 2 項及び第 73 条第 3 項により検査の一部を省略した場合の検査結果通知書の様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">無線局検査結果通知書</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> </div> <p>注 (略)</p>	<p>別表第四号の二 (第 39 条関係)</p> <p>第 2 法第 10 条第 2 項、第 18 条第 2 項及び第 73 条第 3 項により検査の一部を省略した場合の検査結果通知書の様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">無線局検査結果通知書</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> </div> <p>注 無線検査簿の備付けを要する無線局にあつては、無線検査簿に貼付してください。</p> <p>注 (略)</p>

無線局免許手続規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（添付書類の写しの提出部数）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 総務大臣又は総合通信局長は、免許の申請につき法第八条第一項の規定により予備免許を与えたときは、前項の規定による写しのうち一通について提出書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、<u>免許の申請が、電子申請等（施行規則第三十条第六項の電子申請等をいう。以下同じ。）である場合は、当該申請について予備免許を与えたときは、前項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。</u></p> <p>（申請の手続の簡略）</p> <p>第十五条の二の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第二項に規定する無線局について法第八条の予備免許を受けた者が当該無線局のうちの一部の無線局に係る法第九条第一項若しくは第四項若しくは法第十九条の規定による申請又は法第九条第二項若しくは施行規則第四十三条第三項の規定による届出をする場合には、その申請書又は届書に当該一部の無線局に係る無線局事項書及び工事設計書を添付しなければならない。ただし、<u>第二項の規定による免許の申請が、電子申請等である場合は、この限りでない。</u></p>	<p>（添付書類の写しの提出部数）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 総務大臣又は総合通信局長は、免許の申請につき法第八条第一項の規定により予備免許を与えたときは、前項の規定による写しのうち一通について提出書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用した免許の申請につき予備免許を与えたときは、前項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。</u></p> <p>（申請の手続の簡略）</p> <p>第十五条の二の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第二項に規定する無線局について法第八条の予備免許を受けた者が当該無線局のうちの一部の無線局に係る法第九条第一項若しくは第四項若しくは法第十九条の規定による申請又は法第九条第二項若しくは施行規則第四十三条第三項の規定による届出をする場合には、その申請書又は届書に当該一部の無線局に係る無線局事項書及び工事設計書を添付しなければならない。</p>

第二十五条 第十二条の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出又は法第十九条の規定による指定の変更の申請を行う場合に準用する。

2～6 (略)

(設置許可の申請)

第二十六条 (略)

2・3 (略)

4 総合通信局長は、許可の申請につき法第百条第二項の規定により許可を与えたときは、第二項の写しについて、申請書の添付書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、許可の申請が、電子申請等である場合は、当該申請について許可を与えるときは、第二項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式

(第20条の5及び第20条の8関係)

1～5 (略)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記載する欄	備 考
1 (略)	(略)	
2 (略)	(略)	(略)
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7	

第二十五条 第十二条の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出又は法第十九条の規定による指定の変更の申請を行う場合に準用する。この場合において、パーソナル無線に係るもの(法第十七条第二項の規定による届出を除く。)については、免許状を添えて提出しなければならない。

2～6 (略)

(設置許可の申請)

第二十六条 (略)

2・3 (略)

4 総合通信局長は、許可の申請につき法第百条第二項の規定により許可を与えたときは、第二項の写しについて、申請書の添付書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式

(第20条の5及び第20条の8関係)

1～5 (略)

注1 (同左)

区 別	記載する欄	備 考
1 (略)	(略)	
2 (略)	(略)	(略)
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7	

合	8	9	10	15	<u>16</u>		合	8	9	10	15	<u>16</u>	
	<u>20</u>												

登録点検事業者等規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○登録点検事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）

（傍線部分は改正部分）

b>

改正案		現行	
別表第四号 登録点検事業者等が行う点検の実施項目（第九条第一項関係）	別表第四号 登録点検事業者等が行う点検の実施項目（第九条第一項関係）	別表第四号 登録点検事業者等が行う点検の実施項目（第九条第一項関係）	別表第四号 登録点検事業者等が行う点検の実施項目（第九条第一項関係）
第一 無線従事者の資格及び員数（略）	第一 無線従事者の資格及び員数（略）	第一 無線従事者の資格及び員数（略）	第一 無線従事者の資格及び員数（略）
第二 法第六十条の時計及び備付書類	第二 法第六十条の時計及び備付書類	第二 法第六十条の時計及び備付書類	第二 法第六十条の時計及び備付書類
点検の種類別	点検の種類別	点検の種類別	点検の種類別
一 法第十条第二項の点検	一 法第十条第二項の点検	一 法第十条第二項の点検	一 法第十条第二項の点検
イ (略)	イ (略)	イ (略)	イ (略)
ロ (略)	ロ (略)	ロ (略)	ロ (略)
ハ (略)	ハ (略)	ハ (略)	ハ (略)
ニ (略)	ニ (略)	ニ (略)	ニ (略)
二 法第七十二条第三項の点検	二 法第七十二条第三項の点検	二 法第七十二条第三項の点検	二 法第七十二条第三項の点検
イ (略)	イ (略)	イ (略)	イ (略)
ロ (略)	ロ (略)	ロ (略)	ロ (略)
ハ (略)	ハ (略)	ハ (略)	ハ (略)
ニ (略)	ニ (略)	ニ (略)	ニ (略)
ホ (略)	ホ (略)	ホ (略)	ホ (略)
無線検査簿の備付けの確認	無線検査簿の備付けの確認	無線検査簿の備付けの確認	無線検査簿の備付けの確認

別表第五号 登録点検結果通知書の様式（第11条関係）

法第10条第2項、法第18条第2項及び法第73条第3項の点検を

依頼した者あてに通知する登録点検結果通知書（総合通信局長が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによること

別表第五号 登録点検結果通知書の様式（第11条関係）

（同左）

。)

(1枚目)

年 月 日		
登録点検結果通知書		
(略)		
(略)	(略)	
第1 無線従事者の資格及び員数		
1～6 (略)	(略)	
第2 時計及び書類		
1・2 (略)	(略)	
3 無線業務日誌の備付け、記載内容及び保存	備付け 保存	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
4 その他の書類の備付け	備付け書類	現行化 されている <input type="checkbox"/> されていない <input type="checkbox"/>

注1・2 (略)

(1枚目)

年 月 日		
登録点検結果通知書		
(略)		
(略)	(略)	
第1 無線従事者の資格及び員数		
1～6 (略)	(略)	
第2 時計及び書類		
1・2 (略)	(略)	
3 無線検査簿の備付け	備付け	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>
4 無線業務日誌の備付け、記載内容及び保存	備付け 保存	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
5 その他の書類の備付け	備付け書類	現行化 されている <input type="checkbox"/> されていない <input type="checkbox"/>

注1・2 (略)

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第三条関係）		別表（第三条関係）	
法令名		法令名	
（略）	（略）	（略）	（略）
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）	<p>第六条の三、第三十二条第七号、第三十四条の四、第三十八条第四項及び第五項、第三十九条第二項、第四十一条、第四十一条の五、第四十二条から第四十三条まで、第四十三条の三、第四十五条の三第二項、第四十六条第一項（第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条の八第一項、第五十条の四第一項、第五十条の七第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の六、第五十一条の八、第五十一条の十、第五十一条の十の二、第五十一条の十の三、第五十一条の十の四第一項から第三項まで、第五十一条の十一、第五十一条の十一の二第一項、第五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の二の四</p>	<p>第六条の三、第三十四条の四、第三十八条第四項から第六項まで、第三十九条第二項、第四十一条、第四十一条の五、第四十二条から第四十三条まで、第四十三条の三第二項及び第三項、第四十五条の三第二項、第四十六条第一項（第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条の八第一項、第五十条の四第一項、第五十条の七第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の六、第五十一条の八、第五十一条の十、第五十一条の十の二、第五十一条の十の三、第五十一条の十の四第一項から第三項まで、第五十一条の十一、第五十一条の十一の二第一項、第五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の二の四</p>	
（略）	（略）	（略）	（略）

○時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件(昭和三十五年郵政省告示第十七号)の一部を改正する件新旧対照表  
(傍線部分は改正部分)

改正案

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三十八条の二及び第三十八条の三の規定により、時計、業務書類等の備え付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を次のように定める。

一 時計、業務書類等の備付けの省略

次の表の中欄に掲げる無線局は、当該無線局に備え付けなければならない時計、無線検査簿、無線業務日誌又は施行規則第三十八条第一項に規定する業務書類のうち同表の下欄に掲げるものの備え付けを省略することができる。

無線局の種類	省略することができるもの
一 (一) 放送局、放送試験局、海岸局、航空局、船舶局、航空機局、無線航行陸上局、無線標識局、海岸地球局、航空地球局、船舶地球局、航空機地球局(航空機の安全運航	時計

現行

一 時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局の種類及び省略できるものの範囲

無線局の種類	省略できる時計、業務書類等の範囲
一 固定局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局及び携帯基地地球局(いずれも無線局根本基準第三条又は第四条に規定するものを除く。)	一 (一) 時計 (二) 無線業務日誌

二	<p>又は正常運航に関する通信を行うものに限る。以下同じ。)、放送衛星局、放送試験衛星局、非常局、放送を行う実用化試験局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。三の項において同じ。)、標準周波数局及び特別業務の局以外の無線局</p> <p>(二) 無人方式の無線設備の局(一の無線局を除く。)</p>	無線検査簿	
三	<p>国が開設する無線局(定期検査を要するものに限る。)、以外の無線局</p> <p>放送局、放送試験局、海岸局、航空局、船舶局、航空機局、無線航行陸上局、無線標識局、海岸地球局、航空地球局、船舶地球局、航空機地球局、放送衛星局、放送試験衛星局、非常局及び放送を行う実用化試験局以外の無線局</p>	無線業務日誌	
四	<p>海岸局であつて、設備規則第九条の二第一項に規定する選択呼出装置のみにより呼出しを行うもの</p>	<p>(一) 海上移動業務において使用されるアルファベット順又は番号順の局の呼出符号</p>	
二	<p>陸上移動局(三の項に掲げるものを除く。)、及び携帯局</p>	<p>(一) 時計 無線検査簿 無線業務日誌(1)</p>	
三	<p>陸上移動局(ラジオ・マイクのもの並びに四五四・〇五MHz以上四五四・二〇MHz未満及び四一三・七〇MHz以上四一四・一五MHz未満の周波数を使用する空中線電力〇・〇〇一ワット以下のものに限る。)</p>	<p>(一) 時計 無線検査簿 無線業務日誌</p>	
四	<p>構内無線局</p>	<p>(一) 時計 無線検査簿 無線業務日誌</p>	
五	<p>実験試験局(第二級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属さないものは六の項若しくは七の項に掲げるものを除く。)</p>	<p>(一) 時計(2) 無線業務日誌</p>	

又は識別信号の表  
 (二) 海岸局の局名録及び船舶局の局名録

注 特定船舶局（免許規則第四条第二項の表六の項の特定船舶局をいう。）が設置することができ無線設備及びH三E又はJ三E電波二六・一MHzを超え二八MHz以下の周波数を使用する空中線電力二五ワット以下の無線設備以外の無線設備を設置していない船舶局については、通信の相手方である無線局の無線業務日誌により、運用の状況が把握される場合は、無線業務日誌を備え付けることを要しない。

六	展示のための実験試験局であつて、七の項に掲げる実験試験局以外のもの（短期間開設するものに限る。）	(一) 時計 (二) 無線業務日誌 (三) 法及びこれに基づく命令の集録
七	実験試験局（総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設するものに限る。）	(一) 時計 (二) 無線検査簿 (三) 無線業務日誌
八	簡易無線局（九の項に掲げるものを除く。）	(一) 時計 (二) 無線検査簿 (三) 無線業務日誌 (四) 法及びこれに基づく命令の集録(3)
九	簡易無線局（無線操縦発振器を使用するもの及びパーソナル無線に限る。）	(一) 時計 (二) 無線検査簿 (三) 無線業務日誌
十	遭難自動通報設備のみの局及び気象用ラジオ・ロボットの局	(一) 時計 (二) 無線業務日誌
十一	ラジオ・ブイの局及びラジオゾンデの局	(一) 時計 (二) 無線検査簿(4) (三) 無線業務日誌
十二	空中線電力一〇ワット以下の局（テレメーターのみの局を除く。）	(一) 時計 (二) 無線業務日誌

	<p>つて、特定の受信設備を通信の相手方とし、特定の信号を自動的に送信するもの</p>	<p>(三) 法及びこれに基づく命令の集録</p>
十三	<p>無人方式の無線設備の局(十の項、十一の項及び十二の項に掲げるものを除く。)</p>	<p>時計</p>
十四	<p>無線標定陸上局(空中線電力一ワット以下のものに限る。)、無線標定移動局(ラジオ・ブイの局を除く。) 及び無線航行移動局</p>	<p>(一) 時計 (二) 無線業務日誌</p>
十五	<p>海岸局であつて、設備規則第九条の二第一項に規定する選択呼出装置のみにより呼出しを行なうもの</p>	<p>(一) アルファベット順の局の呼出符号表 (二) 海岸局の局名録及び船舶局の局名録</p>
十六	<p>船舶局であつて、A二D電波又はA三E電波二六・一MHzを超え二八MHz以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の無線設備、H三E若しくはJ三E電波二六・一MHzを超え二八MHz以下の周波数を使用する空中線電力二五ワット以下</p>	<p>無線業務日誌(2)</p>

十七	<p>船上通信局</p> <p>の無線設備、A三E電波二九・七MHzを超え四一MHz以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下の無線設備、A三E電波一五〇・〇五MHzを超え一五四・七MHz以下若しくは一五七・四二五MHzを超え一五九・三MHz以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の無線設備又はF三E電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下若しくは三五・九MHzを超え三六四・二MHz以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下の無線設備のみを有するもの（レーダー、無線方位測定機又は遭難自動通報設備を備えるものを含む。）</p>	<p>(一) 時計</p> <p>(二) 無線検査簿</p> <p>(三) 無線業務日誌</p>
十八	<p>V S A T地球局</p>	<p>(一) 時計</p> <p>(二) 無線検査簿</p> <p>(三) 無線業務日誌</p> <p>(四) 法及びこれに基</p>

二	<p>業務書類等の備付場所の特例</p> <p>次の表の中欄に掲げる無線局は、当該無線局に備え付けておかなければならない無線検査簿、無線業務日誌又は施行規則第三十八条第一項に規定する書類（一の項、二の項、三の項及び六の項に掲げる無線局については、免許状を除く。）のうち当該無線局に備え付け</p>
---	--

十九	携帯移動地球局	(一)	時計
二十	アマチュア局	(二)	無線検査簿
二十一	航空機地球局(航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わないものに限る。)	(三)	無線業務日誌

- 注一 (1)は、無線局根本基準第三条又は第四条に規定する無線局にあつては、通信の相手方である無線局の無線業務日誌により、運用の状況が把握される場合に限る。
- 二 (2)は、通信の相手方である無線局の無線業務日誌により、運用の状況が把握される場合に限る。
- 三 (3)は、通信の相手方である無線局に法及びこれに基づく命令の集録が備え付けられている場合に限る。
- 四 (4)は、法第四条第二号の適合表示無線設備を使用する場合に限る。

二	<p>業務書類等の備付け場所の特例</p>
---	-----------------------

ておくことが困難であるか又は不合理であるものは、同表の下欄に掲げる場所に備え付けておくことができる。

	無線局の種別	備え付けておくことができる場所
一	航空機局及び航空機地球局	定置場
二	船舶局（F三E電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下又は三五一・九MHzを超え三六四・二MHz以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下のものに限る。）	免許人の所在地
三	V S A T地球局	V S A T地球局の送信の制御を行うV S A T制御地球局の無線設備の設置場所
四	宇宙物体に開設する無線局	無線従事者の常駐する場所のうち主なもの
五	無人方式の無線設備の無線局（移動するものを除く。）	無線従事者の常駐する場所又は当該無線局を管理する場所
六	その他の無線局（移動するもの（船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局を除く。）	常置場所

	無線局の種別	業務書類等の区別	備付け場所
一	航空機局	(一) 無線検査簿 (二) 業務書類（免許状を除く。）	定置場
二	陸上移動局（ラジオ・マイクの局を除く。）及び携帯局	無線業務日誌	常置場所
三	実験試験局及び実用化試験局	(一) 無線検査簿 (二) 無線業務日誌 (三) 業務書類（施行規則第三十八条第三項の規定により証票を備え付けなければならない）	常置場所（宇宙物体に開設する無線局については、当該無線局に選任された無線従事者の常駐する場所のうち、主たるもの）

に限る。)

注 一の項及び二の項に掲げる無線局については、無線業務日誌を除く。

	四 簡易無線局	業務書類	らないこととな つている無線局 以外の無線局に ついては、免許 状を除く。)
	五 無線標定移動局 (ラジオ・ブイの 局を除く。)	(一) 無線検査簿 (二) 業務書類	
六 無人方式の無線 設備の局		(一) 無線検査簿 (二) 無線業務日誌 (三) 業務書類	
	常置場所	常置場所	
		(一) 移動する無線局に ついては、常置場所 (宇宙物体に開設す る無線局について は、当該無線局に選 任された無線従事者 の常駐する場所のう ち、主たるもの)	
		(二) 移動しない無線局 については、当該無 線局に選任された無 線従事者の常駐する	

九	八	七
航空機地球局(航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。次号において同じ。)	V S A T地球局	船舶局であつてF三E電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下又は三五一・九MHzを超え三六四・二MHz以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下のもの
(一) 無線検査簿 (二) 業務書類(免許状を除く。)	業務書類	(一) 無線検査簿 (二) 業務書類(免許状並びに法及びこれに基づく命令の集録を除く。)
定置場	当該V S A T地球局の送信の制御を行うV S A T制御地球局の無線設備の設置場所	場所又は当該無線局を管理する場所 免許人の所在地

		三 時計、業務書類等の共用	
次の表の中欄に掲げる無線局は、当該無線局に備え付けなければならない時計、無線検査簿、無線業務日誌又は施行規則第三十八条第一項に規定する業務書類のうち同表の下欄に掲げるものを共用することができる。			
一	無線設備の全部を共用する無線局	無線局の種類別	共用できる時計、業務書類等の範囲
		一	時計
		二	無線検査簿(1)
		三	無線業務日誌(1)の2、(2)
		四	アルファベット順の局の呼出符号表

		三 時計、業務書類等を共用できる無線局の種類及び共用できるものの範囲	
注 実験試験局、実用化試験局及びアマチュア局については、移動するものに限る。			
一	(同上)	無線局の種類別	共用できる時計、業務書類等の範囲
		一	時計
		二	無線検査簿(1)
		三	無線業務日誌(1)の2、(2)
		四	法及びこれに基づく命令の集録
		五	アルファベット順の局の呼出符号表
		十	アマチュア局
		一	無線検査簿
		二	業務書類
		常置場所(人工衛星に開設するアマチュア局については、選任された無線従事者の常駐する場所のうち、主たるもの)	

四	三	二	<p>一の項及び二の項以外の無線局であつて、同一免許人に所属し、設置場所（航空機局及び航空機地球局については、その航空機の定置場。以下同じ。）、</p> <p>(四) 通信憲章、通信条約及び無線</p>	<p>超短波放送又はテレビジョン放送を行う放送局とその無線設備を共用する超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局（異なる免許人に所属するものに限る。）</p> <p>時計(3)</p>	<p>(一) 一の固定局の無線設備の全部を他の固定局の多重通信方式の無線設備の一部として共用する無線局</p> <p>(二) 同一の航空機を設置場所とする航空機局と航空機地球局</p> <p>(一) 時計(3)</p> <p>(二) 無線業務日誌(1)の3</p> <p>(五) 海岸局の局名録及び船舶局の局名録</p>
四	三	二	<p>(同上)</p> <p>(一) 時計(3)</p> <p>(二) 無線検査簿(4)</p> <p>(三) 無線業務日誌(2)、(3)の2</p> <p>(四) 法及びこれに基づく命令の集録</p> <p>(五) 通信憲章、通信条約及び無線</p>	<p>(同上)</p> <p>(一) 時計(3)</p> <p>(二) 法及びこれに基づく命令の集録(1)の4</p>	<p>一の固定局の無線設備の全部を他の固定局の多重通信方式の無線設備の一部として共用する無線局</p> <p>(一) 時計(3)</p> <p>(二) 無線業務日誌(1)の3</p> <p>(三) 法及びこれに基づく命令の集録</p> <p>(六) 海岸局の局名録及び船舶局の局名録</p>

<p>常置場所又は設置場所と常置場所が同一であるもの</p>	<p>通信規則並びに国際民間航空機関により採択された通信手続(5)</p>	<p>無人方式の無線設備の局</p>	<p>六 同一の船舶を設置場所とする船舶局と船舶地球局</p>	<p>(一) 時計(3) (二) 無線業務日誌(1)の3 (三) 海岸局の局名録 (四) 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧</p>	<p>七 特別業務の局(設備規則第十四条の表十三の項(一)に規定する道路交通情報通信を行う無線局に限</p>	<p>無線検査簿(7)</p>
--------------------------------	---------------------------------------	--------------------	-------------------------------------	--	--	-----------------

<p>五 (同上)</p>	<p>通信規則並びに国際民間航空機関により採択された通信手続(5)</p>	<p>六 (同上)</p>	<p>七 同一の航空機を設置場所とする航空機局と航空機地球局</p>	<p>(一) 時計(3) (二) 無線業務日誌(1)の3 (三) 無線検査簿(7) (四) 無線業務日誌(7)</p>	<p>八 基地局(設備規則第九条の四第三号ロに規定するPHSの基地局に限る。)であつて、同一免許人に所属するもの</p>	<p>(一) 無線検査簿(7) (二) 無線業務日誌(7)</p>	<p>九 (同上)</p>
-------------------	---------------------------------------	-------------------	--	---	--	---------------------------------------	-------------------

<p>る。( )であつて、同一免許人に所属するもの</p>	
<p>注一の一の三 (略)</p> <p>二一三の二 (略)</p> <p>四 (4)は、航空機局又は航空機地球局において、その種別が同一である無線局の無線検査簿と共用する場合に限る。</p> <p>五七七 (略)</p>	<p>注一の一の三 (略)</p> <p>一の四 (1)の4は、無線従事者が共通に選任されている局であつて、その通信室を共用しているものに限る。</p> <p>二一三の二 (略)</p> <p>四 (4)は、航空機局、航空機地球局又は無線標定移動局において、その種別が同一である無線局の無線検査簿と共用する場合に限る。</p> <p>五七七 (略)</p>

○無線従事者の養成課程の終了の際に行う試験の実施方法を定める件（平成二年郵政省告示第二百五十号）の一部を改正する件新旧対照条文  
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行																															
<p>一・二 (略)</p> <p>三 試験の方法</p> <p>試験の方法は、授業科目（以下「科目」という。）別に従い次のとおりとする。</p> <p>1 無線工学及び法規</p> <p>(一)～(四) (略)</p> <p>(五) 試験問題及び試験時間は次によるものとし、その区分の欄は、平成五年郵政省告示第五百五十三号に定める養成課程実施要領（以下「実施要領」という。）中の別表第一号又は別表第三号の授業科目の項目の欄にそれぞれ掲げるものをいう。ただし、実施要領第六項の規定に基づき実施要領と異なる要領によることとした場合には、他の問題数及び試験時間によることのできる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法規</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 試験の方法</p> <p>(同上)</p> <p>1 無線工学及び法規</p> <p>(一)～(四) (略)</p> <p>(五) (同上)</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">第三級海</td> <td rowspan="4">養成課程の種別 (略)</td> <td colspan="2">国内法規</td> <td rowspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>業務書類</td> <td>監督</td> </tr> <tr> <td>等</td> <td>罰則</td> </tr> <tr> <td>法令</td> <td>関係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法規</td> <td>国際</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第三級海	養成課程の種別 (略)	国内法規		(略)	業務書類	監督	等	罰則	法令	関係		法規	国際	(略)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">第三級海</td> <td rowspan="4">養成課程の種別 (略)</td> <td colspan="2">国内法規</td> <td rowspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>業務書類</td> <td>監督</td> </tr> <tr> <td>等</td> <td>罰則</td> </tr> <tr> <td>法令</td> <td>関係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法規</td> <td>国際</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第三級海	養成課程の種別 (略)	国内法規		(略)	業務書類	監督	等	罰則	法令	関係		法規	国際	(略)
第三級海	養成課程の種別 (略)	国内法規			(略)																												
		業務書類				監督																											
		等				罰則																											
		法令	関係																														
	法規	国際	(略)																														
第三級海	養成課程の種別 (略)	国内法規		(略)																													
		業務書類	監督																														
		等	罰則																														
		法令	関係																														
	法規	国際	(略)																														

無線技士	航空特殊	航空無線 通信士	士	特殊無線技 士	海上特 級	レーダ ー	線技士	上特殊無 線技士	第三級海 線技士	上特殊無 線技士	第二級海 線技士	上特殊無 線技士	第一級海 線技士	信士	上無線通 信士	第四級海 線技士	上無線通 信士
------	------	-------------	---	------------	----------	----------	-----	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	----	------------	-------------	------------

		一											一		一		
	二	一				三			三				一		一		
										二			一		一		

無線技士	航空特殊	航空無線 通信士	士	特殊無線技 士	海上特 級	レーダ ー	線技士	上特殊無 線技士	第三級海 線技士	上特殊無 線技士	第二級海 線技士	上特殊無 線技士	第一級海 線技士	信士	上無線通 信士	第四級海 線技士	上無線通 信士
------	------	-------------	---	------------	----------	----------	-----	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	----	------------	-------------	------------

	一	一				一			一				一		一		
	一	一				二			二				一		一		
										一			一		一		

2  
・  
3

注 (略)

無線技士	マチュア 第四級ア	無線技士	マチュア 第三級ア	士	殊無線技	級陸上特	国内電信	線技士	上特殊無	第三級陸	線技士	上特殊無	第二級陸	線技士	上特殊無	第一級陸
	二		二				三			三			三			三
			一													

2  
・  
3

注 (略)

無線技士	マチュア 第四級ア	無線技士	マチュア 第三級ア	士	殊無線技	級陸上特	国内電信	線技士	上特殊無	第三級陸	線技士	上特殊無	第二級陸	線技士	上特殊無	第一級陸
	一		一				一			一			一			一
	一		一				二			二			二			二
			一													

【新規制定告示】

○施行規則第三十八条第六項の規定に基づき、電子申請等により添付書類等の電磁的記録を提出した無線局のうち、当該記録を直ちに表示することが困難又は不合理であるものがとることができる方法を定める件（案）

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条第六項（第四十五条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、電子申請等により、同令第三十八条第六項各号に掲げる書類の電磁的記録を提出した無線局及び同令第四十五条の三第一項第二号に規定する添付書類又は同条第二項の書類の電磁的記録を提出した高周波利用設備のうち、当該記録を直ちに表示することが困難又は不合理であるものがとることができる方法を次のように定め、平成二十一年七月一日から施行する。

一 総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルの当該添付書類等に係る記録（以下「添付書類等に係る記録」という。）の写しであることを総務大臣又は総合通信局長に申請して証明を受けた書面を備え付けておく方法

二 免許人又は高周波利用設備の設置者（代理人による申請の場合は、代理人を含む。以下同じ。）が添付書類等に係る記録を印刷した書面を備え付けておく方法

三 免許人又は高周波利用設備の設置者が添付書類等に係る記録を電磁的方法により記録し、当該電磁的記録を直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておく方法

四 第一項から第三項までに掲げる方法に準ずる方法であつて、無線局又は高周波利用設備の数、設置場所その他の条件に照らしてこれらの管理上合理性があると認められる方法

【新規制定告示】

○施行規則第三十八条第三項ただし書の規定に基づき、証票を備え付けることを要しない無線局を定める件（案）

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条第三項ただし書の総務大臣が告示する無線局を次のように定め、平成二十一年七月一日から施行する。

アルゴスシステムの無線局

【新規制定告示】

○申請又は届出を電子申請等により行う場合において電磁的記録により送信することができない書類等を定める件

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十二条の三第一項の規定に基づき、申請又は届出を電子申請等により行う

場合において、電磁的記録により送信することができない書類等を次のように定め、平成二十一年七月一日から施行する。

施行規則第五十二条の三第一項の総務大臣が別に告示する書類等は、次の各号に掲げる手続について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 1 法第二十一条の規定による免許状の訂正の申請 免許状
- 2 法第二十四条の五第一項の規定による変更の届出（同条第二項の規定により登録証の訂正を受けなければならない場合に限る。） 登録証
- 3 法第二十七条の二十五の規定による登録状の訂正の申請 登録状
- 4 法第百条第五項において準用する法第二十一条の規定による高周波利用設備の許可状の訂正の申請 許可状
- 5 検定規則第十一条第一項の規定による合格機器に係る変更の届出（同条第二項の規定により合格証書の書換え又は訂正を要することとなる場合に限る。） 合格証書
- 6 従事者規則第三十二条の二第一項の規定による確認の取消しの申請（同条第二項の規定により確認書の訂正を受けなければならない場合に限る。） 確認書
- 7 従事者規則第四十九条第一項の規定による免許証の訂正の申請 免許証
- 8 従事者規則第五十条の規定による免許証の再交付の申請（免許証を失った場合を除く。） 免許証
- 9 従事者規則第五十六条の規定による船舶局無線従事者証明書（次号において「証明書」という。）の訂正の申請 証明書
- 10 従事者規則第五十七条の規定による証明書の再交付の申請（証明書を失った場合を除く。） 証明書

【廃止告示】

○無線局に備え付けておかなければならない電波法及びこれに基づく命令の集録に代えて総務大臣の認定する抄録を備え付けることができる無線局を定める件及び電波法施行規則の規定に基づき、免許状の掲示箇所を定める件を廃止する件（案）

昭和五十一年郵政省告示第四百七十七号（無線局に備え付けておかなければならない電波法及びこれに基づく命令の集録に代えて総務大臣の認定する抄録を備え付けることができる無線局を定める件）及び昭和五十七年郵政省告示第八百五十二号（電波法施行規則の規定に基づき、免許状の掲示箇所を定める件）は、平成二十一年六月三十日限り、廃止する。

